

令和7年度 富山市省エネルギー機器等導入補助金申請の手引き

都市の理想を、富山から。



SDGs 未来都市
TOYAMA

令和7年4月

«問合せ先»

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL 076-443-2053
FAX 076-443-2122
MAIL kankyousei-01(at)city.toyama.lg.jp
※(at)は@に置き換えてください。

申請書などはこちら



市ホームページ

1 目的

富山市省エネルギー機器等導入補助金は、市内において省エネルギー機器等を導入した個人（ペレットストーブは法人及び個人事業主も可）を対象に、機器の導入に要した費用の一部を補助することにより、住宅における脱炭素化を促進し、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを目的としています。

2 補助金の額及び予定件数

補助対象機器	補助額	予定件数
家庭用燃料電池（エネファーム）	5万円	10件
ペレットストーブ	5万円	17件

※子育て世帯または若者夫婦世帯で、令和6年4月1日以降に補助対象機器を購入（契約）した場合は、1件あたり定額3万円の補助額を上乗せします。

・子育て世帯…令和7年4月1日時点で18歳未満の子がいる世帯

・若者夫婦世帯…令和7年4月1日時点で夫婦のどちらかが39歳以下である世帯

※受付は先着順で行います。ただし、同日受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

3 補助対象者

補助金を受けようとする方は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

（1）自ら居住する戸建住宅に、補助対象機器を設置する方。

※交付申請時に居住している必要があります。居住の有無は住民票で確認します。

※個人事業主及び法人がペレットストーブを導入する場合は除きます。

（2）市税（延滞金含む）の滞納がないこと。

（3）同一の機器に対する他の市の補助金の交付を受けていないこと。

（4）暴力団若しくは暴力団員でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（5）市が行う「チームとやまし」に登録すること。

※詳細はP5「5交付申請の手続き（5）チームとやましへの登録」を参照してください。

4 補助対象機器の主要な要件

補助対象機器は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

（1）保証開始日が令和7年3月1日（土）から令和8年2月28日（土）までであること。

（2）以下の要件を満たすこと。

補助対象機器	要件
家庭用燃料電池（エネファーム）	・都市ガス・LPガスなどを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること。 ・機器の増設及び設備改修でないこと。
ペレットストーブ	・木質ペレットのみを燃料とすること。 ※薪を燃料として利用できない構造であること。 ・機器の増設及び設備改修でないこと。

※国や県の補助金と併用できます。

※富山市省エネルギー機器等導入補助金を申請した場合（ペレットストーブを除く）、富山市ZEH導入補助金の申請はできません。（併用不可）

※リース品は、対象外です。

5 交付申請の手続き

(1)申請期間

令和7年5月1日(木)9:00から令和8年3月19日(木)17:15まで

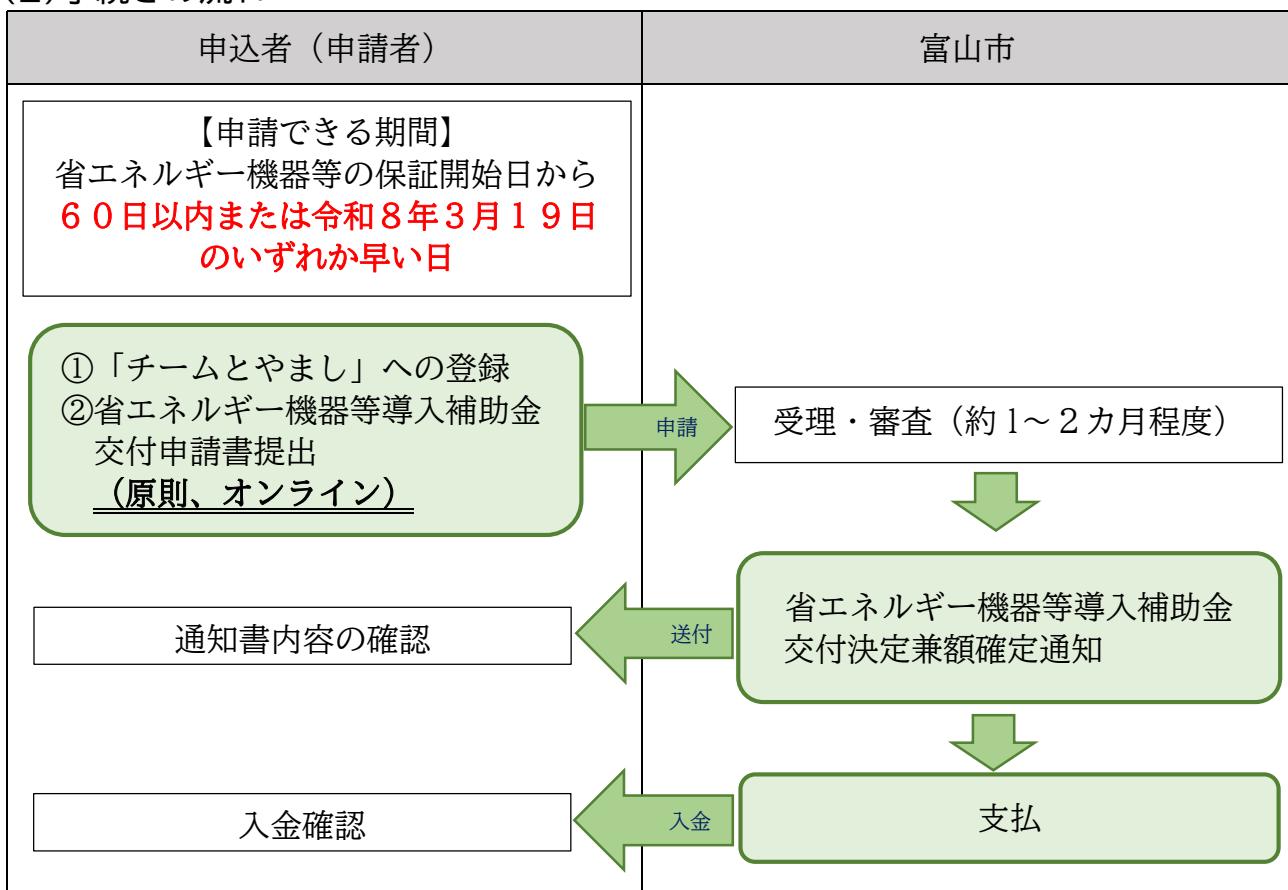
※申請できる期間は、保証開始日から60日以内または令和8年3月19日(木)のいずれか早い日（土日祝日及び閉庁日（12月29日～1月3日）の場合は、その前の開庁日）が申請期限となります。

ただし、保証開始日が令和7年3月1日(土)から令和7年3月31日(月)までの場合は、令和7年5月30日(金)が申請期限となります。

期限までに交付申請書及び添付書類を提出されない場合は、補助金の交付を受けられませんので、ご注意ください。

	保証開始日	提出期限
例1	令和7年3月3日(月)	令和7年5月30日(金) ＊保証開始日が令和7年3月1日(土)から令和7年3月31日(月)までの場合は、令和7年5月30日(金)が申請期限
例2	令和7年6月2日(月)	令和7年8月1日(金) ＊保証開始日から60日以内
例3	令和7年7月25日(金)	令和7年9月22日(月) ＊令和7年9月23日(火)が祝日のため、その前の開庁日まで
例4	令和8年2月6日(金)	令和8年3月19日(木) 17:15必着 ＊最終申請期限

(2)手続きの流れ



(3)提出書類

No.	提出書類	燃料電池	ペレットストーブ (個人) (個人事業主) (法人)		
1	富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書	○	○	○	○
2	富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書明細書	○	○	○	○
3	振込依頼書(省エネルギー機器等導入補助金用)	○	○	○	○
4	工事契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写しも添付)	○	○	○	○
5	領収書の写し(経費の内訳の記載があるもの)	○	○	○	○
6	納税証明書(原本)(直近分)(発行から3ヶ月以内) (※1)	○	○	○	○
6-1	納税証明書不添付理由書(令和7年1月2日以降に富山市へ転入してきた方)	△	△	△	△
7	住民票の写し(原本)(発行から3ヶ月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載のないもの) ※子育て世帯または若者夫婦世帯で、上乗せ補助を受ける場合は世帯全員の続柄と生年月日が確認できるもの	○	○	—	—
7-1	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(発行から3ヶ月以内のもの)	—	—	—	○
7-2	所得税の確定申告書の写し(直近分)(※2)	—	—	○	—
8	補助対象設備のカラー写真(①全体及び②型番の分かるもの)(※3)	○	○	○	○
9	保証書の写し(①保証開始日、②申請者名、③販売店名または工事請負業者等が記入されているもの。)	○	○	○	○
10	補助対象設備等のカタログの写し(①型式、②容量等が分かるもの。)	○	○	○	○
11	設置場所の地図	○	○	○	○

(○：提出必要、△：場合により提出必要、－：提出不要)

記載例等については、富山市ホームページ

(<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010252/1005156.html>) をご確認ください。

【注意！】前年度を含む過去の様式は使用できません。新しい様式をホームページからダウンロードして使用してください。

※1 令和7年1月2日以降に富山市へ転入した方は不要です。納税証明書不添付理由書を提出してください。

※2 以下の方法で取得できます。

①申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。申請書等情報取得サービスについての詳細は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm>)でご確認ください。

②保有個人情報の開示請求による申告書等の写しの取得

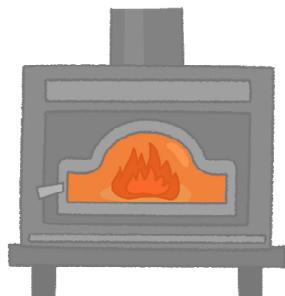
税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認す

することができます（写しの交付の場合は1か月程度かかります）。
手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。

※3 カラー写真については、以下を参考にしてください。

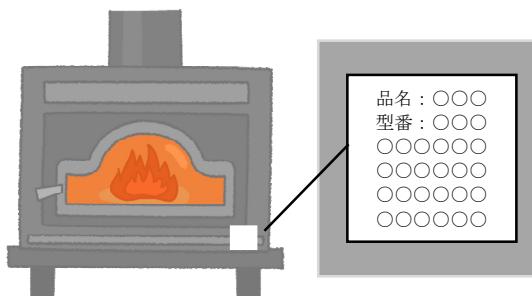
《カラー写真の例》

○補助対象設備のカラー写真（全体）



・設備本体の全景の写真を提出してください。

○補助対象設備の型番のわかるカラー写真



・型番が確認でき、保証書と一致している
写真を提出してください。
(アルファベットや数字が読み取れるもの)

※型番が確認できる写真がない場合、補
助金の交付を受けることができません。

(4)申請方法

原則、オンライン申請です。

下記のURLまたは二次元コードから申請フォームへアクセスしてください。

ー申請フォームはこちらー

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/DuPXHQOR>



<オンラインでの申請が困難な場合は、持参又は郵送での提出も可能です>

※追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して市では一切責任を負いません。また、郵便事故等についても、一切考慮いたしませんので、到着まで追跡可能な方法（レターパック、特定記録、書留等）での送付を推奨します。申請期間を過ぎた場合は、提出書類が揃っていても補助金の交付対象外となります。

※記載内容や添付書類等に不備があった場合には、不備が解消された時点で正式な受付となりますので期限までに余裕を持ってご提出ください。

※メールでの提出は不可です。

提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係（西館7階）

提出期限 オンライン・持参・郵送問わず、令和8年3月19日(木)17:15**必着**

(5) チームとやましへの登録について

チームとやまし とは

脱炭素社会の実現を目指すために、市民の皆さんや団体・事業所などが自主的にチームを結成し「チームとやまし」のメンバーとして温室効果ガスの削減を目指す市民総参加のプロジェクトです。

「チームとやまし」のホームページから登録してください。
(<https://www.team-toyama.jp/>)



チームとやまし
ホームページ



入力いただいた内容は、個人情報を除いた上で、市で公表する場合がありますので、予めご了承ください。

6 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、6年以内に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。処分制限期間中にやむを得ず処分する必要が生じた場合は、環境政策課に事前相談の上、「富山市省エネルギー機器等導入補助金 財産処分承認申請書（様式第3号）」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要が生じますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還金額の全部又は一部を免除することもあります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄又は担保に供する等のことを指します

7 注意事項

- (1) 補助金は予算の範囲内での受付となり、予算額に到達した時点で補助金は終了となります。
- (2) 補助金の予算残額等は、隨時、富山市ホームページでお知らせします。
- (3) 申請書類の返却はできません。提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (4) 申請者の方は、本補助金制度についてご理解いただき、各種手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。ただし、やむを得ず手続きを業者等に依頼する場合、手続きを業者等に依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いません。また、手続きを依頼した場合でも、市が発行する文書は申請者に直接送付しますので、業者等は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (5) 提出書類は、記載漏れや誤り、添付書類の不足がないか、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられることによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- (6) 追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても一切考慮いたしませんのでご了承ください。
- (7) 以下の場合は、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりする場合があります。

- ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請等があった場合
 - ③市補助金等交付規則及び市補助金交付要綱に違反した場合
- (8) 必要に応じて機器等が設置されているかの現場確認等調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- (9) その他申請にあたってご不明な点がございましたら、お問合せください。